

中小企業経営者のみなさまへ

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

# 取引先の突然の倒産！ まさかのときの資金調達先は 準備してありますか？

自社のリスク  
マネジメントの  
ひとつとして  
お考え  
ください。



平成23年10月から改正！

- ① 共済金の貸付限度額 :  
3,200万円 → 8,000万円
- ② 掛金の積立上限額 :  
320万円 → 800万円
- ③ 掛金月額の上限額 :  
8万円 → 20万円
- ④ 共済金の償還期間 :  
一律5年 → 貸付額に応じて5～7年  
5,000万円未満 5年  
5,000万円以上6,500万円未満 6年  
6,500万円以上8,000万円以下 7年
- ⑤ 早期償還手当金の創設

加入し、掛金を積み立て  
ておけば…

万が一取引先が倒産した場合、回収困難となった  
売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。

「取引先の倒産」と  
「商取引の事実」の  
確認で迅速に貸付実行

当面の資金繰りに役立ち、  
自社と社員を守れます。

●本制度の詳しい内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください。

本制度のお申し込みは

中小機構 九州本部 共済普及課  
TEL.092-263-1532

資料請求等は裏面のFAX送付状をご利用下さい。

## ポイント

1. 掛金は税法上、損金（法人）もしくは必要経費（個人事業）に算入できます。
2. 解約はいつでも可能です。（12ヶ月未満は掛捨てです）
3. もし、取引先が倒産した場合、掛金の積立金の10倍の範囲内（最高8000万円）で被害額相当の貸付けが受けられます。
4. 共済金の借入条件は、無担保、無保証人です。  
（最初の6ヶ月は据え置き）元金均等返済。  
ただし、共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、他の加入者が利用する貸付金の原資として充てられます。
5. 取引先の倒産とは、私的整理の一部・法的整理の申立て・銀行取引停止処分をいいます。  
（夜逃げは含まれません。）
6. 「中小企業倒産防止共済法」に基づき運営されています。